

守口市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1・目的

守口市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、守口市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、守口市耐震改修促進計画に基づき策定する。（※アクションプログラムは、守口市耐震改修計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

3・取組内容・目標・実績

令和8年度取組内容

計画

- 【財政的支援】
 - i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施
 - ii)住宅の耐震設計・改修費に対する一部補助を実施
- 【普及啓発等】
 - i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 住宅所有者にDMを送付
 - ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して架電等により耐震改修を促進
 - iii)改修事業者の技術力向上等※府内全域で実施
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施
 - 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施
 - IV)一般への周知普及
 - 市内の住民を対象に電話相談会を年1回以上実施
 - リーフレットによる制度概要等の周知を実施
 - 守口市耐震改修促進計画の改定

令和8年度目標

- 住宅に対する耐震診断費補助戸数：6戸
- 住宅に対する耐震設計・改修工事費補助戸数
 - 設計：1戸 改修：2戸

前年度までの実績

	耐震診断費補助(戸)	耐震設計費補助(戸)	耐震改修工事費補助(戸)
R2	14	0	3
R3	20	0	0
R4	6	0	0
R5	10	0	1
R6	6	0	0
R7	6	0	0

前年度(令和7年度)の取組実績

自己評価

- NPO法人と協力し市内全域に補助内容を記載したチラシをポスティングした。(4,000部)
- 固定資産税納税通知関係書類に補助制度の内容を記載し、送付した。(全戸)
- 学校で行われた自主防災訓練に参加し、耐震啓発ブースを設置を行い、耐震化の普及啓発を実施した。(11月)
- 守口図書館でのイベントに参加し、耐震啓発ブースを設置を行い、耐震化の普及啓発を実施した。(3月)
- 広報誌(4月)、ホームページ(通年)を活用するとともに、チラシ配布により、補助制度を周知した。

前年度(令和7年度)の課題

引き続き補助制度の周知に努める必要がある。

改善策

NPO法人との協同により、各種補助制度を積極的にPRする。

守口市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

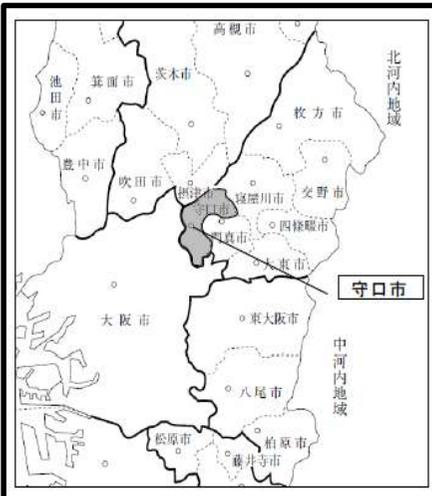
2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点地域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点地域：守口市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



(個別訪問地区)

令和元年度：市域全域実施
 令和2年度：市域全域実施
 令和3年度：市域全域実施
 令和4年度：市域全域実施
 令和5年度：市域全域実施
 令和6年度：市域全域実施
 令和7年度：市域全域実施
 令和8年度：市域全域実施

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
 なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和元年度から令和8年度まで（8年間）

	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
AP作成	←→								
個別訪問等			→ 普及啓発						

4・個別訪問の実施

個別訪問は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で対象住戸へ直接的な普及啓発を行う。

5・その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 戸別訪問及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに市のホームページにて公表する。